

# 全 員 協 議 会 記 録

令 和 元 年 8 月 2 1 日

【開催日】 令和元年 8 月 2 1 日

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午後 1 時～午後 1 時 1 4 分

【出席議員】

議 長	小 野 泰	副 議 長	矢 田 松 夫
議 員	伊 場 勇	議 員	大 井 淳一朗
議 員	岡 山 明	議 員	奥 良 秀
議 員	河 崎 平 男	議 員	河 野 朋 子
議 員	笹 木 慶 之	議 員	水 津 治
議 員	杉 本 保 喜	議 員	高 松 秀 樹
議 員	恒 松 恵 子	議 員	中 岡 英 二
議 員	中 村 博 行	議 員	長谷川 知 司
議 員	藤 岡 修 美	議 員	松 尾 数 則
議 員	宮 本 政 志	議 員	森 山 喜 久
議 員	山 田 伸 幸	議 員	吉 永 美 子

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

事務局次長	石 田 隆	事務局主査兼庶務調査係長	島 津 克 則
庶務調査係書記	小 松 美 緒		

【付議事項】

1 議場に国旗の掲揚

---

午後 1 時 開会

---

小野泰議長 ただ今から、全員協議会を開会いたします。議場に国旗掲揚の要望が平成 3 0 年 1 0 月 2 日、市民団体より提出され、1 2 月 1 9 日の議会運営委員会において、その取扱いについて、「議場に国旗を掲揚する権限は、議場の管理・運営に関する事項となり、地方自治法第 1 0 4 条に規定している議長の事務統理権に基づくもので、議長にその権限があるというのが一般的な考え方」と事務局から説明があり、各会派からも意見を受け、次回以降、論拠を確立して臨むこととなりました。平成 3 1 年 1 月 2 2 日、議会運営委員会において、無所属議員 2 名からも意見を受け、これまでの意見を踏まえて、議長一任を全会一致で決定しました。2 月 1 5 日の全員協議会において、「国旗掲揚について、今一度全議員の思いを聞いた上で、議長の責任において判断する。したがって、本日は意思表明を避け、3 月定例会までに決定する」としました。3 月 1 4 日に

議場への国旗掲揚に反対する請願書が提出されました。これを受け、3月19日の全員協議会において、「請願書が提出されたため、6月定例会において審議され、議決によって方向性が示されるので、その結果を尊重し、国旗掲揚の是非を判断したい。6月定例会において自由討議を行うなど、活発な議論を行い、真剣に取り組んでもらいたい」としました。しかし、令和元年6月7日にこの請願は撤回されました。6月28日の全員協議会において、各会派それぞれを代表しての意見、無所属議員2名の意見を聞きました。7月12日には、山陽小野田市議会議場の国旗掲揚に反対する要望書5件と申入れ1件が提出されました。これについては受付日の関係から今後、議会運営委員会の中で議論することとなります。その後、8月1日には市民懇談会を開催し、意見をお聞きしました。8月8日には全員協議会を開催し、自由討議を行いました。この間、議会においても、市民団体においても掲揚する、掲揚すべきではないという両方の意見があり、意見が分かれる中、議長として慎重に全員協議会という公開の場において、会派を中心に議員の皆さまの意見を集約してきました。6月28日の全員協議会では、掲揚するとした理由は、主な式典において、大多数の会場において、正面に国旗が掲揚されている。議会は住民を代表する議事機関であり、議場は議案審査する神聖な場であるので国旗を掲揚すべきである。日の丸は国や郷土、日本国民としてのシンボルであり、誇りである。初登庁の際、議場に国旗が掲揚されていないことに違和感があった。国旗を掲揚することで、国威発揚の場になるとか、国旗の下で国への忠誠を誓うという概念は生じない。平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたこと。世界各国においても国家の象徴として大切に扱われており、公的機関、公的行事等においても掲揚されている現状がある。山陽小野田市が日本国の自治体であり、市議会が市民を代表する議事機関であることを鑑みれば、当然法律を遵守する立場から国旗を掲揚すべきである。議場は山陽小野田市の方向性を決める神聖な場であり、国旗が掲揚されていることにより、住民の代表としての使命感がより一層増してくる。国旗を尊重し、国旗そのものを敬うべきであり、否定するものではない。議場が改装される時期に国旗の掲揚を提案する。という意見があり、掲揚しない理由としては、「国旗及び国歌に関する法律」にも掲揚することは一切記載がない。掲揚は義務ではない。国の識別を表す日の丸を議場に掲揚する必要性がない。という意見が述べられました。その後、8月1日に市民懇談会が開催されました。市民懇談会の記録については、議員の皆さんへ8月14日に事務局からメールを送信していますので、御一読いただいていると思います。その中で、テーマである「市議会議場の日章旗掲揚につい

て」代表から趣旨説明がありました。その中では、「国旗国歌法が制定されたが、国旗を掲揚することは強制されていない。市民にもいろいろな意見があり、県内でも山陽小野田市だけが議場に国旗を掲揚していないことは誇りに思ってもよい。それは自由に選択された結果であり、大事にしてもらいたい」との発言がありました。その後、議会の現状の報告に続き、各党派、無所属議員の考え方について報告がありました。意見交換では、市民から様々な意見をいただきました。まず、「オリンピックがあるからや日本の地方自治体だからという意見が出ているが、積極的に掲げる根拠にはならない。かつての戦争の記憶や日の丸に対し負の感情を持っている市民もいることを考えると、国旗を掲揚しないことのほうが積極的な根拠があると思う」という意見や、「日の丸を掲揚することで、なぜ市民が幸せ、豊かになるのか。日の丸に礼をしたいという人もいたが、礼をする場合は感謝を込めて、人間に対してすべき。物に礼をすることで、一人一人が大切にされなくなっていくのではないか」という意見、「議会に多様な意見があるように、市民にも多様な意見がある。掲揚したいという人が多いのは分かっているが、慎重に対応してもらいたい」や「山陽小野田市議会が国旗を掲揚していないのは高い見識があると誇りに思っている」という意見、「今まで掲揚していない意味をもう一度考え、慎重に議論してもらいたい。安易に結論を出すような方法は取ってもらいたくない」や「戦争の反省の上に立ち、現在の憲法ができた。特に基本的人権が尊重され、個人の人権が非常に大切にされてきた結果、戦後74年間平和が保たれてきた。国旗国歌法は制定されたが、これまでの歴史や反対意見も踏まえ、強制しないことになっている。しかし、今の政治の動向を見ると戦前のような強制的という流れを強く感じる。これまでの山陽小野田市の歴史も誇りも守ってほしい」という意見や「山陽小野田市議会に日の丸が掲揚されていないことが非常にうれしい。議場に日の丸を掲揚することには違和感がある」という意見がありました。8月8日の全員協議会の自由討議では、「初めて議場に入ったとき国旗・市旗がないことに違和感を覚えた。私にとって国旗は市民を幸せにするため、また、国民を幸せにするために頑張ろうというシンボルであり、誇りだと思っている」という意見、「議場に国旗を掲げることを決議している各市町を見ても、国旗に敬意を表し、市旗の下に市民の代表として、一層真摯に議会活動に臨むためというような理由を挙げている。国旗・市旗がないほうが何を目標にやっているのか明確にされない可能性があると思う」という意見、「市民の代表である議会から率先して国旗・市旗を掲揚することで、国や市を愛することの大切さを表し、市民に範を示す」という意見、「国旗は基本的人権の尊重、国民主権、平

和主義を含む日本の在り方を表現したものである。憲法第93条を根拠として設置された議会が日本国憲法の精神の下、また、市の最高議決機関であることの権威と品格を表すことの象徴として国旗を掲揚する必要があることは当然と考える」という意見、「議場へ国旗を掲揚することは、議場が国民・市民のために議論する場であることを象徴するものだと思っている」という意見、「もう機は熟した。あとは議長の采配で、いつ、どのような形で議場に国旗を掲げるのかという段階にきていると思う」という賛成の意見がある一方、「国旗を議場に掲揚する合理的な根拠はない。また、議場に議案以外の意見が違ふものを持ち込むべきではない。議場は議員だけのものではなく、市民全体のものである。安易に結論を出すべきではないし、多数で押し切ってしまうものではない」という反対の意見がありました。この案件はイデオロギーの異なる案件です。しかし、何とか議論を通じて合意に近づくことを願い、慎重に議論を重ねてきましたが、全員賛成で議場に国旗を掲揚することは難しいという判断に至りました。その中で熟慮に熟慮を重ね、苦渋の中で、全会一致こだわり、結論を先送りにすることは、議長として適当ではないと考えますし、意見が分かれたとき、最後は民主主義の原則である多数派の意思を尊重すべきと考えます。国旗に対する敬意の表明は、国際社会においては、国際マナーとされ、いわゆるグローバルスタンダードであります。平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、全国の各市におきまして、次々と議場に国旗が掲揚されてきました。また、県内の議会を見ましても、県議会を始め、山陽小野田市を除く12市の市議会は全て議場に国旗を掲揚しています。山陽小野田市は日本の自治体であり、市役所庁舎の屋上には常時、国旗と市旗が掲揚されています。しかし、これは執行部によって掲げられているものであります。市議会が市民を代表する議事機関であること、二元代表制であることを鑑みれば、言論の府の象徴といえる本会議場に、議会として国旗を掲揚すべきであると考えます。以上のことから、本会議場に国旗を掲揚することとします。当然のことながら、市旗も掲揚します。なお、掲揚については、掲揚場所、形態、予算措置、そして、これから本庁舎は改修工事に入りますので、このことも考慮し、期日等についても改めて進めていきたいと考えていますので、議長に一任願います。本市は多くの課題を抱えております。これからの課題解決はもちろんです。議会改革についても積極的に進めていかなければなりません。また、今後も市政の発展と市民福祉の増進に向け、議会を挙げ、力を合わせ、取り組んでいきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。以上で全員協議会を閉じます。皆さんお疲れ様でした。

---

午後 1 時 1 4 分 散会

---